

買戻権抹消登記の手続きについて

不動産登記法の改正により、令和5年4月1日以降の買戻権抹消登記は、所有者（登記権利者）が単独で申請可能となりました。

愛知県住宅供給公社へ書類作成の申請や連絡は必要ありません。

※不動産登記法の改正

第69条の2（買戻特約に関する登記の抹消） 令和5年度4月1日施行